

監事報告書

私立学校法第37条及び寄付行為第7条の規定に基づいて、令和3年度決算にかかると事業報告並びに関係諸帳票、証拠書類、法人の状況、理事の業務執行の状況等を監査した結果、その事業の執行及び財務諸表の内容は適正であることを認めます。

令和4年6月24日

学校法人 法泉寺学園

監事

関口 栄一

監事

白井 寛美